○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町日田字野口山一一二九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字口波多字スコラテ三〇三の一、字市場ヶ谷三二六の三、三二八、三三〇の一、三三〇の二、字坂ノ谷四七八の二、字大谷五八一、字津田七〇四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字波多字乳母ヶ谷四〇八の一、四〇九、四〇九の一、四一〇、四一〇の二、四一一の一、四一二の二、字ウバガ谷六二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市大字市場小字市場五九四の四、五九四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市塩山竹森字岩下一四八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二四七六の一・二四七六の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市日向字山ノ田八一六の一・字水上沢八一六の二・八一七・八一八の二・八一八の三・八二一・字堅沢一〇四一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区大原字夜打島一七六八の二・一七六八の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字青天森二五五〇の一五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市金谷字持渕三九一四の九六、三九一四の九八、三九一四の一一六から三九一四の一一九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区黒俣字日カケ山九五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市御坂町上黒駒字出崎五三五八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）